

# ごみの野焼きは禁止されています！

町には、近隣での野焼きによって「煙や悪臭で困っている」、「干していた洗濯物に煙の臭いがついてしまった」などの苦情が寄せられています。

廃棄物などの野焼き行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により原則として禁止されています。

ただし、「どんど焼きなどの伝統的行事」、「樹木や農作物についた病害虫を駆除したり、農作物残渣を処理するための農業上やむを得ない焼却」、「バーベキューなどの調理」などの焼却行為は、『禁止の例外』とされています。

そのような場合でも、近隣にお住まいの方の迷惑とならないよう、風向きや時間帯など周辺環境に十分配慮する必要があります。また、古紙は資源として、剪定枝は可燃ごみ(無料)として回収が可能です。日の出町の環境を守るため、ご理解ご協力をお願いします。



## 焼却が禁止されているもの

紙ごみ



古タイヤ



廃材



家庭ごみ



ドラム缶やレンガ等を用いた簡易焼却炉の使用も同様に禁止です！

小型焼却炉をお持ちの方は、処分方法をご案内しますので、生活安全安心課までお問い合わせください。

家庭用焼却炉など  
小型焼却炉の使用



## 禁止の例外【要注意】

※ 火入れの際は消火に必要な器具等を必ず準備し、やむを得ず火から離れるときは完全に消火しましょう。また、風の強い日の火入れはやめましょう。



病害虫駆除や農作物残渣処理のためのやむを得ない焼却



バーベキューなどの調理



どんど焼きなどの伝統的行事

※ プラスチック類や廃材等は燃やさないでください。

例外に該当する場合であっても、近隣にお住まいの方の迷惑とならないよう、風向きや時間帯など、周辺環境に十分配慮する必要があります。

# 山林・あき地の管理に気を付けましょう！

適正に管理されていないあき地では、雑草の繁茂や、害虫の発生、不法投棄や犯罪が起こりやすくなるなど、周辺的生活環境が損なわれる恐れがあります。特に、空気が乾燥する季節は、煙草のポイ捨てや火遊びなどによる枯草火災にも注意が必要です。

所有者や管理者は樹木の枝打ち、雑草の刈り取りを定期的に行い、山林・あき地の適正管理に努めるようお願いします。

敷地内の害虫駆除は所有者の責任で駆除をお願いしています。



町では、スズメバチや害虫駆除に関する相談が寄せられます。

私有地についての害虫駆除は、所有者が直接駆除するか、所有者が駆除業者に依頼して、駆除する必要があります。

害虫駆除業者の紹介はこちら

(公益財団法人東京都ペストコントロール協会 電話03-3254-0014)

生活安全安心課ではハチ等駆除用防護服の貸出を行っています。

※貸出の注意事項※

- ・新型コロナ対策の為使用後はアルコール消毒をしてください。  
貸出は最大5日間です。(返却日が閉庁日の場合は翌開庁日まで)
- ・貸出は最大2着までとなります。
- ・ハチに刺される等、事故やけがの責任は町では負いかねます。  
使用者の責任で対応してください。
- ・事前にお電話にて空き状況をお問い合わせください。



## ごみの不法投棄を見逃さないで！

不法に投棄された廃棄物は、土地の所有者や管理者の責任で処分していただくこととなりますので、不法投棄されやすい場所には看板の設置や囲いを設けるなどし、適切な管理をお願いします。

### 不法投棄は犯罪です

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、個人では5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその併科、法人では3億円以下の罰金に処せられることがあります。

### 不法投棄を目撃したら

町では年間を通して不法投棄パトロールを行っています、農地、道路、山林などへのごみの不法投棄は後を絶ちません。不法投棄を目撃した際は、最寄りの駐在所、五日市警察署に情報をお寄せください。

### 不法投棄防止看板を配布しています

町では不法投棄防止看板を無料で配布しています。ご希望の方は生活安全安心課までお越しください。

